

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成27年6月25日 第124号
一発行
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111番(代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

平成27年度国民健康保険税について

●7月は平成27年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1枚目

平成27年度 国民健康保険税納税通知書

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		

*住民票上の世帯主の
名前が記入されます。

税務太郎様

*65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が
天引きとなる世帯についてだけ記入されます。

平成27年7月1日

★27年度の国保税（4月～次年3月分）の
年税額が9期に分けられ記入されます。

期別	納期	税額（単位：円）
普	第1期 7月1日～7月31日	
通	第2期 8月1日～8月31日	
徴	第3期 9月1日～9月30日	
収	第4期 10月1日～11月2日	
特	第5期 11月1日～11月30日	
別	第6期 12月1日～1月4日	
徴	第7期 1月4日～2月1日	
収	第8期 2月1日～2月29日	
特	第9期 3月1日～3月31日	
別	平成27年 4月分	
徴	平成27年 6月分	
収	平成27年 8月分	
特	平成27年 10月分	
別	平成27年 12月分	
徴	平成28年 2月分	
収	普通徴収額（計）	
特	特別徴収額（計）	
別	合計	

国民健康保険税の納付書について

コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつ
バラバラのままお送りしております。

納付の際には期別をよくお確かめください。

紛失には十分ご注意ください。

後期高齢者医療制度に移行される方について

平成27年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分かれて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれ賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方（単身世帯）については、5年間、医療分・支援分の平等割が軽減（半額）されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、医療分・支援分の平等割が4分の1軽減されます。

※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生日の2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明
がでないばかりか、国保税の軽減が
受けられませんので、所得の無い方
についても早めに申告をお願いいた
します。

●乳幼児医療費給付制度について●

対象

0歳児から6歳児（小学校入学まで）を養育している保護者の方で、所得が制限限度内の方。
※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の所得制限はありません。

給付の概要

受給資格証を提示していただくと、医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※提示し忘れた場合であっても、申請すると償還払いが還付されます。

ご注意

- 受給資格証は国民健康保険・社会保険に関わらず毎回必ず医療機関にご提示ください。
(未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。)
- 社会保険に加入している方は、入院時に限度額適用認定証の提示が必要です。限度額適用認定証は保険者から発行されます。(未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。)
- 市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ず返却してください。(郵送返却可)
転出後に受給資格証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 保険証の種類・番号・保護者氏名・振込先口座などに変更があった場合は、その月内に必ず市役所への届出をお願いします。
- 健診・予防接種・薬の容器代など保険適用外の費用は対象となります。

現物給付の取扱をしていない医療機関（県外）での受診をした場合や、受給資格証の未提示等により、医療機関窓口での支払があった場合。

「領収書（1カ月分をまとめて）」「受給資格証」「認印」を持参して市へ請求してください。（郵送可）

※郵送請求の方は「領収書（原本）」「受給資格証のコピー」「保険証のコピー」、領収書の返送を希望する方は、「返信用切手・封筒」を同封し下記問合せ先へ郵送してください。

※診療の翌月から3カ月間申請できます。（4月受診の場合申請できるのは5月、6月、7月です。）

※期間を過ぎると申請できなくなりますので、お気をつけください。

受給資格者証の更新について

資格証は毎年8月1日（平成27年度中は、毎月の自動更新となります）、1歳誕生月末（1日生まれは前月末）に自動更新され、保護者の所得が基準内にある方には新しい受給資格証が、基準を超えた方には乳幼児医療費受給資格証申請却下通知書が送付されます。なお、保護者の所得が確認できない場合は更新ができませんので、所得が無い方についても申告をお願いします。

所得制限限度額

所得制限の判定は、対象となる乳幼児の保護者のうち所得の高い方で確認します。

1月～6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したもののが無及び人数、7月～12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定されます。

扶養親族等 又は乳幼児の数	所得限度額	収入の目安	所得から控除できるもの
0人	2,342,000円	約3,603,000円	1.一律 8万円
1人	2,722,000円	約4,079,000円	2.医療費控除・小規模企業共済掛金控除 雑損控除・配偶者特別控除 全額
2人	3,102,000円	約4,555,000円	3.障害者控除 1人につき27万円 4.特別障害者控除 1人につき40万円
3人	3,482,000円	約5,027,000円	5.寡婦(夫)控除 27万円 6.寡婦特別控除 35万円
4人	3,862,000円	約5,503,000円	7.勤労学生控除 27万円
5人	4,242,000円	約5,979,000円	所得限度額に加算できるもの
6人以上	以下1人につき 38万円加算	「収入の目安」は、給与収入のみの場合の額であり、あくまで目安です	1.老人扶養親族 1人につき10万円 2.特定扶養親族等（16歳～22歳） 1人につき15万円

●出産育児一時金について●

1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は40万4千円）が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

2 直接支払制度・受取代理制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるようになります、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。）

なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者との間で書面を取り交わす必要があります。

※出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。）。

※出産費用が42万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などに支払うことになります。
また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することになります。

例

①医療機関等から請求された出産に係る費用が47万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払 被保険者が医療機関等に支払

42万円 5万円

②医療機関等から請求された出産に係る費用が37万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払 被保険者が被保険者へ支給

37万円 5万円

◇直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・世帯主名義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

◇直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・世帯主名義の通帳

◇受取代理制度を利用する場合に必要なもの（出産前の届出となります）

- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
 - ・印かん
 - ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
 - ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
 - ・世帯主名義の通帳
- ※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

●妊娠婦の方に医療費が助成されます●

「妊娠婦10割給付証明書」を交付します

対象者

国民健康保険に加入している妊娠婦の方

内容

「妊娠婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（外来のみ。妊娠健診を除く）が無料となります。

期間

妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

手続

健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊娠婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後となります。

例 妊娠の届出が平成27年7月20日、出産予定日が平成28年2月15日の場合

平成27年7月20日から平成28年3月31日までの間、医療費の助成（妊娠健診を除く保険診療分（外来のみ））を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）